

市立函館病院 治験センター 業務規程

(平成 27 年 4 月 23 日)

(趣旨)

第 1 条 この業務規程は、函館市病院局処務規定 第 2 条に基づき、市立函館病院に、市立函館病院治験センター(以下「センター」という。)を設置し、センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、市立函館病院における医薬品医療機器等の治験、製造販売後調査、受託研究(以下「治験等」という。)の実施を円滑に進めるため、必要な業務及び支援を行うことを目的とする。

(センターの職員)

第 3 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 治験コーディネーター
- (4) 治験事務職員

2 センター長は、副院長をもって充て、病院長の命を受け、センターの業務を総括管理する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターに関する業務を処理する。

(センターの業務)

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 治験等に係る管理運用に関すること。
- (2) 治験等の実施協力に関すること。
- (3) その他治験等に関する業務の円滑を図るために必要な事務及び支援

(雑則)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。